

令和6年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度三重県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
（4）主 要 な 建 設 改 良 事 業			
北伊勢工業用水道改良事業 事業費	3,013,960 千円	3,743 千円	3,017,703 千円
中伊勢工業用水道改良事業 事業費	95,728 千円	310 千円	96,038 千円
松阪工業用水道改良事業 事業費	746,332 千円	287 千円	746,619 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	6,698,694 千円	13,783 千円	6,712,477 千円
第1項 営業費用	6,462,089 千円	13,783 千円	6,475,872 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,315,776 千円」を「3,320,116 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 371,727 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,944,049 千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 371,727 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,948,389 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	5,692,983 千円	4,340 千円	5,697,323 千円

第1項 建設改良費 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	4,373,004 千円	4,340 千円	4,377,344 千円
第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	660,295 千円	18,123 千円	678,418 千円